

学 生 各 位

平成27年度後期分授業料免除等 願書の配布及び申請について

(徴収猶予願のみ・月割分納願のみを含む)

東日本大震災に伴う経済支援の入学料・授業料免除申請については、
詳細を掲示又は、下記ホームページにて確認してください。

申請期間 平成27年8月24日(月)～平成27年9月16日(水) 厳守

(1) 授業料免除等願書等の入手方法：次の3つの方法があります。

- ①学生支援課経済支援係の窓口で直接受け取る。
- ②郵送で請求する。
- ③ホームページからダウンロードして各自印刷する。

※詳細は、次のホームページを参照願います。

<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>

参考：東北大学トップページ→教育・学生支援→学生生活→授業料等免除

(2) 申請期間(申請期間最終日が締切日です。締切日厳守)

A：授業料免除希望者(東日本大震災に伴う経済支援の授業料免除申請も含む)

平成27年8月24日(月)～平成27年9月16日(水)

(土、日、祝日は除く。)

※但し、平成27年度10月入学の学部新生及び大学院新生についての申請
期間は、下記のとおりです。

入学手続き日～平成27年9月25日(金)

B：授業料徴収猶予のみ又は月割分納のみの希望者

平成27年8月24日(月)～平成27年10月6日(火)

(土、日、祝日は除く。)

(3) 受付場所：学生支援課経済支援係

(川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階④番窓口)

(窓口開設時間 午前8時30分～午後5時00分、TEL:022-795-7816)

※申請者多数のため、別室で受付を行う場合があります。

※申請最終日付近は大変混み合い、2時間以上お待ちいただくこともあります。やむを得ない場合を除き、余裕をもって早めに申請してください。

※下記のキャンパスで臨時受付窓口を設置しますので、ご利用ください。
(所属学部・研究科のキャンパス以外でも願書を提出できます。)

雨宮キャンパス	日時 平成27年9月1日(火) 午後1時30分～午後4時 場所 農学部 管理棟2階 大会議室
青葉山キャンパス (工学部)	日時 平成27年9月2日(水) 午後1時30分～午後4時 場所 工学部 中央棟2階 大講義室
星陵キャンパス	日時 平成27年9月3日(木) 午後1時30分～午後4時 場所 医学部 6号館1階 カンファレンス室1
片平キャンパス	日時 平成27年9月4日(金) 午後1時30分～午後4時 場所 生命科学プロジェクト総合研究棟1階 講義室

※上記臨時受付窓口の設置期間も含め、期間内は学生支援課経済支援係でも受付します。

※各キャンパスとも駐車スペースはありませんので、自家用車でのご来場はご遠慮ください。

平成27年度前期分申請時と家族構成・就学状況・家計状況等に変更がない場合は、**申告書(所定用紙:様式D)、申告者用チェックリスト、結果通知用封筒(後期用)の3点のみの提出**になります。

【注意】

- ・申請書類は原則、学生本人が提出してください(代理人・郵送は不可)。
- ・入院・長期出張等やむを得ない事情があり本人が提出できない場合や期間内に提出できない場合は、必ず締切日前日までに学生支援課経済支援係に相談してください。
- ・例年、申請締切日付近は大変混み合い、2時間以上お待ちいただくこともあります。やむを得ない場合を除き、早めに提出してください。
- ・申請締切日を過ぎての受付はできませんので、ご注意ください。
- ・提出書類に虚偽の事項を記載し、又は、提出書類を偽造して入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合には、その許可を取り消す外、直ちに授業料を納付しなければなりません。

平成27年7月31日
学生支援課経済支援係

各キャンパスの受付窓口の場所 (※各キャンパスとも駐車スペースはありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。)

川内北キャンパス受付窓口
8/24(月)～9/16(水)まで 平日 8:30～17:00
(教育・学生総合支援センター1階④番窓口 学生支援課経済支援係)



星陵キャンパス臨時受付窓口 9/3(木) 13:30～16:00
(医学部6号館1階カンファレンス室1)



雨宮キャンパス臨時受付窓口
9/1(火) 13:30～16:00
(農学部管理棟2階 大会議室)



片平キャンパス臨時受付窓口
9/4(金) 13:30～16:00
(生命科学プロジェクト総合研究棟1階 講義室)



青葉山キャンパス臨時受付窓口
工学部中央棟2階 大講義室
9/2(水) 13:30～16:00



平成27年度東日本大震災に伴う経済支援

— 入 学 料 ・ 授 業 料 免 除 (震災特別分) —

本学では、東日本大震災により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。

平成27年度も引き続き支援を行いますので、希望する場合は、下記により申請してください。

なお、平成26年度に本学に在学し、申請済みの方も改めて申請する必要があります。

1. 支援対象者

以下の2点すべてに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。

- ① 災害救助法適用地域に主たる学費負担者が居住し、被災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生

※災害救助法適用地域（ホームページ http://www.jassogo.jp/saigai_chiiki/kakohtml#touhoku20110311 参照）

※独立生計者（学部学生を除く）は、持ち家の場合のみ対象となります。

- ② 以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生であること

- ア) 入学料免除 ○主たる学費負担者が死亡または行方不明となった場合
 ○主たる学費負担者の居住する家屋が、「全壊」、「大規模半壊」または「福島第一原子力発電所事故により、警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合
- イ) 授業料免除 ○主たる学費負担者が死亡または行方不明となった場合
 ○主たる学費負担者が失業（就業の見込みが立たない場合を含む）となった場合
 ○主たる学費負担者の居住する家屋が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部員壊」または「福島第一原子力発電所事故により、警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合

2. 支援内容

- ◎ 入学料免除（平成27年度10月入学者のみ）

※入学料の納付が経済的に困難な方を対象としています。入学料を納付した場合は、入学料免除を申請することができません。

- ◎ 授業料免除（前期分を被災状況に応じて全額免除、半額免除または3分の1の額免除）

3. 申請方法

次の①～④の書類をとりまとめたうえ、経済支援係窓口（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1F4番窓口）へ提出してください。

※申請者多数のため、別室で受付を行う場合があります。

なお、①～④の書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

- ①東日本大震災に伴う入学料・授業料免除願（所定用紙）

→ホームページ（<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>）よりダウンロード、又は経済支援係窓口より受領

- ②死亡又は行方不明を証明する書類、被災証明書（被災証明書）等の公的な証明書（いずれもコピー可）

→独立生計者の場合は、被災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

- ③結果通知用封筒（長形3号に宛先を記入し82円切手貼付）

- ④一般枠の入学料及び授業料免除制度の書類

※被災証明書のみでは免除対象となりませんので、一般枠の入学料及び授業料免除制度の書類を併せて申請してください。なお、これにより経済的に困窮と認定されない場合には免除対象となりません。

※被災の程度が「主たる学費負担者が死亡または行方不明となった場合」については、上記①～③の関係書類のみを提出してください。

4. 申請期間（平成27年度後期分）

- (Ⅰ) 在学生 **平成27年8月24日（月）～9月16日（水）**

- (Ⅱ) 平成27年10月入学新入生 **入学手続き日～平成27年9月25日（金）**

※申請書類を期日までに用意できない方、入院・長期出張等やむをえない事情により受付窓口へ持参できない方は、必ず申請締切日前日までに、下記までお問い合わせください。

※締切日以降の申請については、受付は行いませんので、注意してください。

5. その他

東日本大震災に伴う経済支援とは別に、経済的理由等により入学・授業料を納付することが困難な方を対象とした従前からの入学料・授業料免除制度（一般枠）があります。

詳細は、<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>をご覧ください。

【問合せ先】 平日8:30～17:00

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1F4番窓口）

〒980-8576 仙台市青葉区川内41番地 電話：022-795-7816、4682

授業料免除申請を
希望する留学生の皆さんへ
To International Students who are applying
for Entrance/Tuition Fee Waiver,

授業料免除願書作成にあたっての注意事項について

Important Notice

授業料免除願書の添付書類中、「家計状況申告書」は留学生の皆さんの日本での収入状況を知るうえで大変重要な書類です。日本における家計状況について、事実に基づき、正確かつ正直に記入してください。

The designated form, “The Statement of the Financial Situation” (Form 5) is a very important document to assess applicant’s financial situation. Truthful and accurate statements must be made concerning your financial situation in Japan.

なお、この「家計状況申告書」では、指導教員による意見の記入も必要です。指導教員からの意見は、皆さんの生活や学業について把握するために重要なものですので、必ずコンタクトをとり、直接記入されるようお願いしてください。

On the bottom part of the form, there is a section in which your adviser must write remarks. These remarks about your academic record as well as your life in Japan are very important for the screening procedure. You must contact your adviser and ask for the form to be filled out.

記入内容について、大学から、指導教員に直接確認を取ることがあります。

The Student Support Department will contact your advisers directly when any inaccurate statements are found.

また、この申告書の添付がない場合は申請を受理しないこと、及び提出書類に虚偽の事項を記入したり、提出書類を偽造した場合は、免除が決定された後でも許可が取り消される外、直ちに授業料を納付しなければなりません。

Application will be rejected when Form 5 is not submitted. When facts which differ from those on the application or intentional misinformation are found, the Entrance/Tuition waiver will be cancelled even after the approval. Furthermore, all fees must be paid to the University immediately.

2015年7月

教育・学生支援部学生支援課 経済支援係

July 2015

Financial Support Section, Student Service Division,
Education and Student Support Department